

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第287回 中国政府による商業秘密保護規定の公布

2026年2月、中国国家市場監督管理総局は『商業秘密保護規定』（以下「本規定」という。）を発表し、行政機関による商業秘密の保護案件の処理に関するより明確な指針を示した。商業秘密の保護は日系企業が頻繁に直面する問題の一つであると同時に、対応が比較的難しい課題でもある。本規定は今後こうした問題に対処する上で助けとなることから、今回はその要点を解説する。

## ◇日系企業の商業秘密侵害事例

日系企業中国現地法人A社の営業部長であるK氏は、A社を離職する際にA社の顧客データの一部を私的に保存し、競合他社B社に入社後、これらのデータを使用して営業活動を行った。これによりA社の売上に影響が及んだ。

A社は、当該顧客情報は自社の商業秘密に属するものであり、K氏とB社がこれらを使用した行為は商業秘密の侵害にあたりと主張し、K氏とB社に対し侵害行為の停止と損害賠償を求める民事訴訟を提起した。裁判の結果、裁判所はA社の売上減少の全てが侵害行為によるものとは認められないとし、損害賠償については請求額の40%しか認めなかったが、侵害行為の停止については請求を全面的に認める判決を下した。

## ◇本規定の重点内容

- 1、本規定では商業秘密の定義が具体化され、技術情報と経営情報の2種類に分類されている。
  - (1) 技術情報とは、技術に関連する構造、原料、レシピ、材料、サンプル、様式、工程、方法、データ、アルゴリズム、コンピュータープログラム、コード等の情報をいう。
  - (2) 経営情報とは、経営活動に関連するアイデア、管理、販売、財務、計画、見本、顧客情報、データなどの情報をいう。
- 2、商業秘密の権利者は、商業秘密の所有者の場合もあり、所有者の許可・授権を受けた商業秘密の使用許諾者・被許諾者の場合もある。
- 3、商業秘密は、商業的価値を有するものでなければならず、すなわち現実的または潜在的な価値を持ち、権利者に資産増加、営業収入または利益の増加、ユーザー数の増加、コストの削減などの商業的利益もしくは競争優位性をもたらすものをいう。
- 4、権利者は、秘密保持契約の締結または契約書で秘密保持義務を定める、規程制度の整備、研修の実施、書面による告知等による秘密保持要求の提示、区域区分管理、データ階層管理といった商業秘密の性質・形態・商業的価値などの要素に応じた合理的な秘密保持措置を講じなければならない。
- 5、事業者が実施してはならない商業秘密侵害行為には以下が含まれる。
  - (1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、不正アクセスその他の不正な手段による権利者の商業秘密の取得。

- (2) 不正な手段で取得した権利者の商業秘密の開示、使用、または他者に使用を許諾すること。  
(3) 秘密保持義務または権利者の商業秘密保持要求に反し、自己が把握する商業秘密を開示、使用、または他人に使用を許可すること。  
(4) 他人に秘密保持義務または秘密保持要求違反を教唆、誘引、援助し、権利者の商業秘密を取得、開示、使用、または他人に使用を許可させること。  
→ 事業者以外の自然人、法人及び非法人組織が上記の違法行為を行った場合、商業秘密侵害とみなす。

6、権利者が自社の商業秘密が侵害されたと認める場合、市場監督管理部門に通報できるが、以下の証拠資料を提出する必要がある。

- (1) 商業情報が商業秘密に該当する証拠の手がかり。  
▽商業情報の形成過程及び形成時期。  
▽公衆に知られていない状況であること。  
▽商業的価値。  
▽権利者が講じた秘密保持措置。  
▽その他商業秘密に該当することを証明できる証拠資料。
- (2) 商業秘密が侵害された疑いがある証拠の手がかり。  
▽侵害の疑いがある者が商業秘密を取得する経路または機会を有することを示すもの。  
▽侵害の疑いがある者によって不正な手段により商業秘密の秘密保持措置が害されたことを示すもの。  
▽侵害の疑いがある者によって商業秘密が実際に取得されたことを示すもの。  
▽侵害の疑いのある者によって商業秘密が開示・使用された、または開示・使用されるリスクがあることを示すもの。  
▽その他、侵害の疑いのある者によって商業秘密が侵害されたことを示す手がかり。

7、市場監督管理部門の調査の結果、違法行為が成立すると認定された場合、違法行為者に対して違法行為の停止命令、違法所得の没収、罰金等の行政処分を科すことができ、犯罪の疑いがある場合、法に沿って司法機関に移送する。

#### ◇日系企業へのアドバイス

本規定の公布は、商業秘密保護制度を細分化すると共に、権利者による商業秘密の存在及び侵害を立証する義務をより明確化していることから、実務対応においては専門性と難易度が一層高くなったと言える。そのため、各企業には、専門家のサポートの下、対象を絞った準備と対応を進めることが求められる。

## ファンケル、35年に海外比率20%＝中国・東南アジア注力—経営構想

キリンホールディングス(HD)傘下のファンケルは9日、2035年に向けた長期経営構想を発表した。中国・東南アジアに注力し、海外売上比率を現状の約10%から20%以上まで引き上げる。売上高にあたる売り上げ収益は、同年に2000億円を目指す。

海外事業では、ファンケルが従来展開している中国・香港に加え、キリンHD傘下のオーストラリア健康食品大手のブラックモアズの販路も活用し東南アジアでも成長を図る。

国内では、同日から独自の人工知能(AI)技術で顧客の角層細胞を解析するカウンセリングサービスを開始した。全国の直営店舗で、無料で提供する。